

令和5年度年末たすけあい募金

事業配分のご案内

神奈川県内の地域福祉推進を目的として、年末たすけあい募金の一部を『神奈川県民のみなさんが自主的に企画し参画する福祉事業』へ配分します

<申込期間>

令和5年8月2日(水)～令和5年8月31日(木) **厳守**

<配分対象期間>

令和5年10月1日(日)～令和6年9月30日(月)

※この期間で実施される事業が対象です

1 対象となる団体

(1) 地域団体

地区社会福祉協議会 / 地区民生委員児童委員協議会 / 地区連合町内会 / 単位町内会

- ① 1地区連合から申し込める上限は、連合の本年度年末たすけあい募金実績額(12月末までの受付分)以内で**5事業**までとします。
- ② 地区連合内のとりまとめは地区社会福祉協議会で行ってください。
- ③ 募金実績により配分額を決定します。
・単位町内会への配分額は、本年度年末たすけあい募金実績額(12月末まで受付分)の**80%以内**となる場合があります。

(2) 障がい当事者団体/ボランティア団体/障害者地域活動ホーム

地域活動支援センター作業所型/障害福祉サービス事業所

中途障害者地域活動センター/障害者グループホーム

- ① 神奈川県内を中心に活動している福祉団体。法人は、特定非営利活動法人(一般・認定・指定)もしくは一般・公益社団法人(作業所・グループホームを運営している団体に限る)を対象とし、社会福祉法人は対象になりません。
- ② 申込は1団体につき1事業です(共催の場合は代表団体が申請)
※親子サークルや老人会、趣味サークル、同好会等が行う「主に自助を目的とする事業(自主事業)」「介護予防事業」は対象外とします。(ただし、障がい当事者の自主活動は、対象とします)
- ③ ボランティア団体で、区社協ふれあい助成金(要介護者支援区分)の助成を受けている団体が別の単発事業を申請する場合、申請額は基準※の80%以内となります。
ただし同じ事業での申請はできません。※裏面参照

2 対象となる事業

(1) 高齢者支援事業(65歳以上の高齢者を対象とした事業)

- ◆ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯のみからの参加があり、かつ参加者のうち1/3以上が高齢者であること。

(2) 児童を対象とした事業

- ◆参加者のうち1/3以上が18歳以下の児童であること。

(3) 障がい児・者支援事業(障がい児・者を対象とした事業)

- ◆参加者のうち1/5以上が障がい児・者であること。

(4) 施設と多くの住民が参加する地域福祉交流事業

- ◆福祉施設や地域作業所等と世代を超えた多くの住民が参加する行事等。

3 配分金額の基準と上限

- ◆配分申込額の上限は配分基準表（下表 1～4）に基づきます。
- ◆総予算額に対して **20%以上の自主財源が必要**です。
- ◆配分申込額は千円未満を切り捨ててください。
- ◆ボランティア団体で、区社協ふれあい助成金(要援護者支援区分)の助成を受けている団体が区社協ふれあい助成金事業とは別の事業を申請する場合、申請額は下記基準の 80%以内とします。ただし同じ事業での申請はできません。〈再掲〉
- ◆事業実施時の人数が申請時の対象人数を下回った場合は、配分金を減額する場合があります。

【分野 1】高齢者支援事業（65 歳以上の高齢者を対象とした事業）

対象人数は？	対象者数	申込上限額
	10～30 名	30,000 円
	31～50 名	50,000 円
	51～80 名	80,000 円
	81 名以上	100,000 円

【分野 2】児童を対象とした事業

対象人数は？	対象者数	申込上限額
	10～30 名	30,000 円
	31～50 名	50,000 円
	51～80 名	80,000 円
	81 名以上	100,000 円

【分野 3】障がい児・者支援事業（障がい児・者を対象とした事業）

対象人数は？	対象者数	申込上限額
	5～10 名	30,000 円
	11～20 名	50,000 円
	21～30 名	80,000 円
	31 名以上	100,000 円

【分野 4】施設と多くの住民が参加する地域福祉交流事業 ※この区分のみ重複申込できません。

対象人数は？	対象者数	申込上限額
	50～100 名	30,000 円
	101～200 名	50,000 円
	201～300 名	70,000 円
	301～400 名	100,000 円
	401 名以上	150,000 円

【重複申込について】

【分野 1】～【分野 3】の複数分野を対象にして行う事業の場合、申込金額上限は、分野ごとの申込上限金額の合計(2つまでの分野を選択)の **80%以内**となります。

ただし、【分野 4】施設と多くの住民が参加する地域福祉交流事業は、他の分野との重複申込はできません。

(例) 高齢者が 30 名、障がい者が 10 名、担い手が 10 名 (計 50 名) 参加する行事の場合

総数 50 名のうち高齢者が 17 名 (全体の 1/3) 申込上限額 30,000 円【基準表 1 から】

総数 50 名のうち障がい者が 10 名 (全体の 1/5) 申込上限額 30,000 円【基準表 2 から】

(高齢者支援区分 30,000 円 + 障がい児・者支援区分 30,000 円) × 80% = 48,000 円 (申込額の上限)

4 配分の流れ（申込～配分）

※本配分金は、事業実施後の配分となります
(配分金の前渡しは行いません)

1 受付

(受付期間) 令和5年8月2日(水)～8月31日(木)

(受付時間) 月～金(祝日を除く) 9:00～17:00

(受付方法) 郵送または窓口での提出

※ご提出いただいた書類に不備があった場合には、修正等のために窓口にお越しいただくことがあります。

※窓口での提出を希望される場合は、事前にご連絡ください。

【提出書類】

配分申込書(様式1)

※地域団体(地区社協・地区民児協・地区連合・単位町内会)が申込される場合は、地区社協会長の署名または記名押印が必要となります。

2 審査

助成金総合審査委員会にて、配分の可否や配分予定額等について決定します。

3 配分通知

10月上旬までに申込団体全てに審査結果を文書にて通知します。

【送付内容】

①決定通知 / ②事業報告書・収支決算書 / ③配分請求書 / 「内容変更届」
(様式7) (様式2-1) (様式2-2) (様式3)

4 事業の変更等

・やむを得ない事情により事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

※先に申請した内容の一部を変更等した場合には「内容変更届」をご提出ください

※天候等により行事を中止する場合でも、準備のために必要経費を支出した場合には、助成の対象となることがありますので、ご相談ください

・事業実施時の人数が、申請時の対象人数を下回った場合は、配分金を減額する場合があります。〈再掲〉

なお、未使用分は次年度の財源として活用しますので、財源確保にご協力くださいますようお願いいたします。

5 配分方法

(1) 事業終了後、速やかに(1か月以内)に次の書類・帳票を提出してください

提出書類：事業報告書・収支決算書 / 配分請求書 / 通帳コピー(表紙と1ページ目)
(様式2-1) (様式2-2) (様式3)

実施要項や開催事業のチラシ

当日の様子が見える写真(データ提出可)

確認帳票：収支報告書に対応する領収証(原本)

※領収証は確認後、お返しします

- (2) 報告内容を確認した上で、配分額を確定し指定の口座へ振込を行います。
振込の時期は次のとおりです。

報告書類の提出期間	配分金振込日（予定）
～令和5年12月22日	令和6年1月末
令和5年12月23日～令和6年2月15日	令和6年2月末
令和6年2月16日～翌15日締	月末

5 他の助成金との重複などについて

- (1) 神奈川県社協ふれあい助成金との重複はできません。※別事業であれば可
- (2) 県共同募金会、各種基金等からの補助・委託を受けている事業との重複はできません。
- (3) 令和5年度年末たすけあい募金【施設配分】との重複はできません。（原則1団体1配分）
- (4) 横浜市社協の福祉バスを利用する事業は対象外です。

6 配分予算額（総予算額）

予算総額：7,500,000円（地域配分6,100,000円 / 団体配分1,400,000円）

申込総額が配分予算額を超えた場合、各団体への配分額が配分基準表の上限額（申込金額）に満たない場合がありますのでご了承ください。

7 注意事項

- (1) 申込内容によっては配分できない場合があります。
- (2) 申込書や報告書類に虚偽の内容が記載されている場合は、配分額の減額や配分取消を行います（交付済の場合、返還していただきます）。
- (3) 報告書類は精査し、対象事業及び配分基準に準じた対象経費を確認させていただきます。
- (4) 総予算額に対して **20%以上の自主財源が必要**です。（再掲）
- (5) 地区連合への配分額の総額は、連合全体の本年度年末たすけあい募金実績額（12月末までの受付分）以内とします。
- (6) 単位町内会への配分額は、本年度年末たすけあい募金実績額（12月末までの受付分）の80%以内となる場合があります。（再掲）
- (7) 物品購入費について、申請事業実施に必要な備品の購入に配分金を充てられる場合は、あらかじめ事務局までご相談ください。

8 共同募金運動への協力

事業実施の際にはチラシ・次第等に「**年末たすけあい配分事業**」と明記をお願いします。
また、配分が決定した団体は、10月1日から実施される赤い羽根共同募金運動及び12月から実施される年末たすけあい募金等へのご協力（街頭募金等）を可能な範囲でお願いします。

社会福祉法人 横浜市神奈川区社会福祉協議会

〒221-0825

横浜市神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川 1F

電話：045-311-2014 / FAX：045-313-2420

メール：info@kanakushaky.com

